

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

国際社会が協調してウクライナ問題に関し解決を図ろうとする中、2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

ロシアによるウクライナ侵攻は、「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」などを義務付ける国連憲章に対し明らかに違反し、また国際法における基本原則に反した侵略行為であり、断じて容認できるものではない。

また3月3日、国連総会の緊急特別会合において、ロシアを非難し、軍の即時撤退などを求める決議案が賛成多数で採択された。

西都市は「非核平和のまち西都市」を昭和60年12月23日に宣言しており、人類共通の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶と軍縮を願っているまちである。今回、ロシアは核の使用を示唆するような態度も示しており、さらに厳しく非難するものである。

政府においては、国際社会と緊密に連携し、現地在留邦人の安全確保や我が国への影響対策について万全を尽くされるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

西都市議会